**住宅用家屋証明書**

　　　　　　　　　　　　　　　（イ）第４１条

　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅以外

　　　　　　　　　　　　　　（ａ）新築されたもの　（ｂ）建築後未使用のもの

　　租税特別措置法施行令　　　　　特定認定長期優良住宅

　　　　　　　　　　　　　　（ｃ）新築されたもの　（ｄ）建築後未使用のもの

　　　　　　　　　　　　　　認定低炭素住宅

　　　　　　　　　　　　　　（ｅ）新築されたもの　（ｆ）建築後未使用のもの

　　　　　　　　　　　　（ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｇ）第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｈ）（ｇ）以外

　　の規定に基づき、下記の家屋　　令和　　年　　月　　日　　（ハ）新築　　　がこの規定に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ニ）取得

　　該当するものである旨を証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者又は取得者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 物件の表示 | 所在地 | 指宿市 |
| 家屋番号 |  |
| 種類 | 　１ 居宅　　　　２ 居宅・店舗等の併用（居宅部分　　　　　　　　m2） |
| 構造 | 建築後20年超25年以内に取得された家屋の場合のみ記載すること。 |
| 床面積 | １階　　　　　　　　m2　　1階以外　　　　　　　　m2　　合計　　　　　　　　m2 |
| 取得の原因(移転登記の場合) | 　　　　１ 売　　　買　　　　　　　２ 競　　　落 |

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指宿市長　打越　明司